

第7章

低所得者対策



1 介護保険料の減免

第6期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料は、低所得者の負担を軽減するために一般財源の投入がなされるなど、低所得者への一定の配慮がなされています。

しかし、第1段階（生活保護受給者を除く。）及び第2段階・第3段階の収入基準の幅が広いため、実態としては生活保護該当の収入基準の方が存在しています。

低所得者減免は、これら第1段階（生活保護受給者を除く。）及び第2段階・第3段階の被保険者のうち、特に収入が低いと思われる方の保険料負担をさらに軽減することを目的に行います。

〈参考〉第5期介護保険事業運営期の低所得者減免実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
申請件数	13件	13件	4件
決定件数	8件	5件	2件

(平成27年2月末現在)

【減免基準該当】

以下のすべての基準を満たす方が該当します。

- ①世帯全員が市町民税非課税であること。【保険料の第1段階（生活保護受給者を除く。）及び第2・3段階】
- ②世帯全員の前年の年間収入が次の額以下であること。

【第1段階対象】

単身世帯	420,000円
2人世帯	600,000円
3人世帯	780,000円
4人世帯	960,000円

(以降、世帯員が1人増すごとに18万円を加算)

【第2・3段階対象】

単身世帯	840,000円
2人世帯	1,200,000円
3人世帯	1,560,000円
4人世帯	1,920,000円

(以降、世帯員が1人増すごとに36万円を加算)

- ③市町民税課税者に扶養されていないこと。
- ④市町民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑤資産を活用してもなお生活が困窮している状態であること。
預貯金の額が世帯で合計120万円以下であること。

※生命保険の返戻金等については、年度内に見込める場合は預貯金の額に加算します。

【減免基準該当】

上記の①～⑤のすべてに該当する人で

②が第1段階対象の場合 基準額（年額）×0.25

②が第2・3段階対象の場合 基準額（年額）×0.50

2 介護保険サービス利用料の軽減

(1) 高額介護サービス費

一定額以上の介護保険サービスを利用された場合にその超えた額を高額介護サービス費として支給する制度で、低所得者については、負担が過重にならないように基準額を低額に設定しています。

(2) 高額医療・高額介護合算療養費

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。基準額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得者の要介護者が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費を支給します。

負担限度額を設け、施設には平均的な費用と負担限度額との差額を保険給付費で補う制度で、低所得者については、負担限度額を低額に設定しています。

(4) 社会福祉法人によるサービス利用者負担の軽減措置

低所得で特に生計が困難な人に対して、介護サービスの提供を行う社会福祉法人がサービス利用者負担を軽減することができる制度で、杵藤地区の社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設のサービスを利用する低所得者について軽減します。